

## 宍粟市高齢者福祉計画及び第 10 期宍粟市介護保険事業計画に係る策定方針

現行の宍粟市高齢者福祉計画及び第 9 期宍粟市介護保険事業計画（以下「第 9 期計画」という。）の計画期間が令和 8 年度末までであるため、宍粟市高齢者福祉計画及び第 10 期宍粟市介護保険事業計画（以下「第 10 期計画」という。）を次の方針に基づき策定する。

## 1 計画策定の趣旨

介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者（75 歳以上）になる令和 7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり現役世代が急減することが見込まれている令和 22（2040）年を見据えて、制度の持続可能性を確保しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能とすべく、十分な介護サービスの確保と、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）をさらに深化・推進していく必要がある。

当市では、人口シミュレーションにより令和 3（2021）年に高齢者人口がピークを迎えており、高齢者人口は緩やかに減少することが見込まれる。しかしながら、令和 10 年以降、団塊の世代が要介護認定申請の平均年齢である 80 歳代となり、さらには高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が増加・多様化することが想定されている。

本計画は、こうした背景を受け、令和 6 年 3 月に策定した「第 9 期計画」の取組みを承継・発展させながら、全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるための地域社会づくりを目的として策定するものである。

## 2 計画の位置づけ

## (1) 法令等の根拠

老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する市町村介護事業計画として一体的に策定する計画とする。

## (参考)

## ◎老人福祉法

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

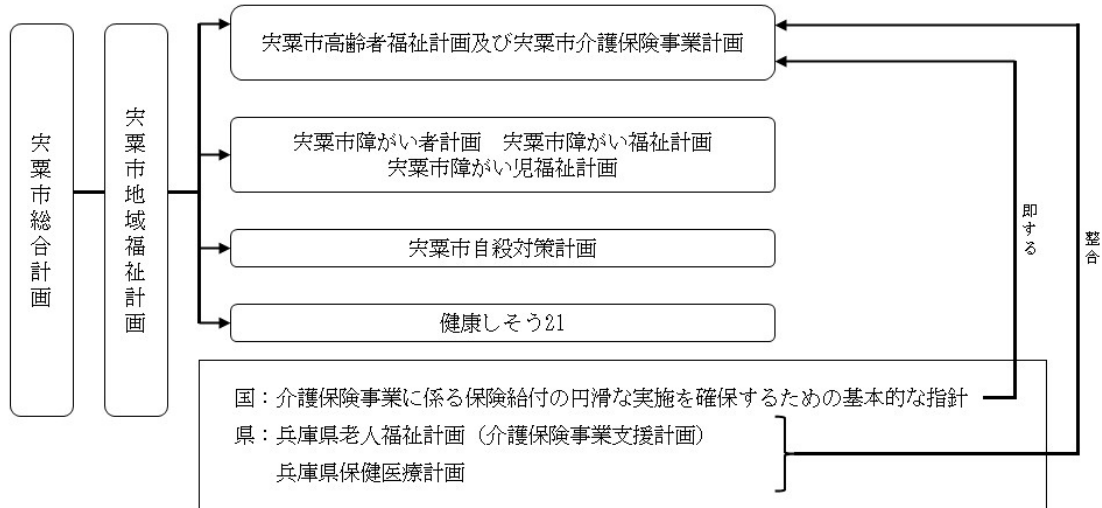
## ◎介護保険法

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

## (2) 他の計画との関係

市の計画における第10期計画の位置づけは、市の基本計画である宍粟市総合計画を上位計画とし、福祉施策全体を統括する宍粟市地域福祉計画をはじめ関連計画との整合性を図り策定する。



## 3 計画期間

第10期計画の計画期間は、介護保険法第117条の規定に基づき、令和9年度から令和11年度までの3か年とする。

## 4 計画策定にあたっての基本的な考え方

### (1) 第9期計画を踏まえた計画

第9期計画の進捗状況等の検証・分析を行い、第10期計画策定の課題の基礎資料とする。

### (2) 国の基本指針に即し、県の計画と整合した計画

厚生労働大臣が定める、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定する。

また、兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）等とも整合性の確保を図る。

### (3) 介護サービスの確保と充実

市民からの介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査により福祉・介護の実態を把握するとともに、関係団体・事業所からの意見聴取等を行い、安定的にサービスを選択できる体制を維持するため関係機関と連携し、介護人材の確保に努めるとともに、実情を生かした介護サービスの計画を策定する。

### (4) 中長期的な視点

第10期計画において、第9期計画での目標や具体的な施策を承継・発展させながら、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据えた、中長期的な視点に立って計画を策定する。

### (5) 介護保険事業の安定した運営

将来にわたって介護保険事業の安定した運営を行っていくために、必要なサービス量・種類等を精査し、適正な施策を展開するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

(6) 市民意見を反映した計画

① 宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者の代表で構成される宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において、計画策定について協議し、幅広い分野からの意見を取り入れて計画を策定する。

② 議会

策定作業段階から文教民生常任委員会に十分な情報提供を行い、議会からの様々な意見、提言を受ける。

③ パブリックコメント

計画案について広く市民の意見を募るため、パブリックコメントを実施する。

5 計画策定体制

(1) 「我が事・丸ごと」地域共生社会推進本部会議

市長、副市長、教育長及び市長公室長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業部長、農業委員会事務局長、建設部長、市民局長、総合病院事務部長、会計管理者、教育部長、議会事務局長による本部会議により、計画案等の審議、検討を行う。

(2) 関係課会議

連携、調整のために、健康福祉部各課や関係部局（市民課、まちづくり推進課等）と必要に応じて関係課会議を開催する。

6 計画の主な内容

(1) 現状把握と人口推計及び要介護認定者数等の将来推計

(2) 計画の基本方針の設定

(3) 施策の展開

(4) 介護保険サービス事業費の見込みと介護保険料の設定

7 スケジュール

別紙「宍粟市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定スケジュール」のとおりとする。